

## 改正養蜂振興法が平成25年1月から施行！！ (ミツバチの飼育届について)

**趣味でミツバチを飼育する場合でも、飼育届  
の提出が必要となりました。**

蜜蜂の飼育者は、毎年、1月中に蜜蜂飼育届(第1号様式)の提出が必要となります。(手数料はかかりません。)

様式のダウンロードはこちらから

<http://www.pref.yamanashi.jp/chikusan/>(山梨県農政部畜産課HP)

【提出先】山梨県農政部畜産課(甲府市丸の内1-6-1)



ただし、以下に該当する方は、届出不要です。

農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合

(花粉交配に必要な群数のミツバチを数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育する方で、蜂蜜・蜜蜂等を販売されていない場合)

学術研究等のために密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂の飼育を行う場合

上記、については、採蜜した蜂蜜等を販売せず、自家消費することが必須条件

巣箱や巣洞等を設置しないで、野生のニホンミツバチの自然巣から、蜂蜜等を採取する場合

条件付き飼育形態で、知事が届出を要しないものと認める場合



窓口	担当係	電話
(届出窓口) 山梨県農政部畜産課	生産振興担当	055-223-1607
(相談窓口) 山梨県東部家畜保健衛生所	保健指導課	055-262-3166
(相談窓口) 山梨県西部家畜保健衛生所	保健指導課	0551-22-0771

